

EU向け牛肉輸出に関する対応

肉用牛農家を診療する獣医師のみなさまへのお願い

EU向け牛肉輸出に当たって輸出先国より要求される対応については、主に輸出を行う肥育農家や輸出事業者でご対応いただいているところです。

今般、EU当局からの要求に伴い、EU向け牛肉輸出に当たっては、その由来となる家畜に対して、EUで使用が禁止されている動物用医薬品（詳細は裏面参照。国内流通する医薬品ではホスホマイシン※、エストラジオールの成分を含む製剤が該当）を生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備することとなりました。

EU使用禁止薬剤のうち国内で発情誘起等の目的で用いられるエストラジオールについては、獣医師により投与されるケースが多く、使用記録を農家で確認できないケースが想定されます。

このため、EUにおける使用禁止薬剤の使用歴の確認に当たって肥育農家や繁殖農家から獣医師のみなさまに、合意書や照会の対応を求める場合がありますので、御協力をお願いいたします。

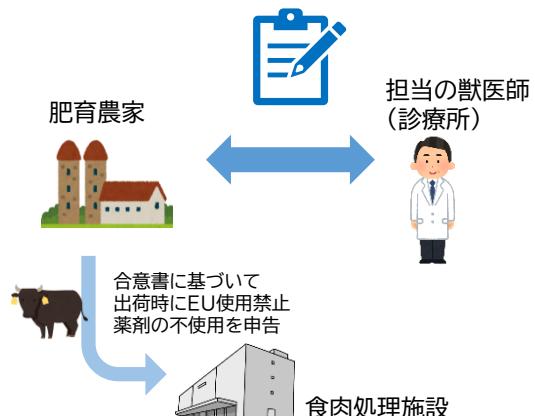
※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEUに通関する牛肉由来の牛に適用開始

1. 肥育農家から求められるケース

肥育農家においてはEU使用禁止薬剤の使用機会が基本的にないものと考えられます。このため、個体単位の確認ではなく、農場全体でEU使用禁止薬剤を使用しないことについて肥育農家、獣医師（診療所）連名で合意書を作成し、その書面を農家において保存いただくことで当該農場における不使用記録とみなし、肥育農家は合意書に基づいてEU使用禁止薬剤不使用申告書を提出することとなります。

肥育農家から求めがあった場合には内容を確認の上、合意書への署名に御協力をお願いします。
(変更がない場合を除き、更新不要です)

EU使用禁止薬剤不使用の合意書



(注) 複数の獣医師が関わる場合、農家は複数の獣医師と合意書を作成することとしています

2. 繁殖農家から求められるケース

経産牛を肥育し牛肉輸出する場合は、肥育素牛の導入元となる繁殖農家でEU使用禁止薬剤（主にエストラジオール）が使用されている可能性が考えられます。このため、繁殖農家は出荷先の経産牛肥育農家に対して、個体単位でEU使用禁止薬剤の使用状況を申告する必要が生じることとなります。

これに当たり、繁殖農家からEU使用禁止薬剤の使用有無について照会があった場合は、回答への御協力をお願いします。（書面への署名等の必要はありません）

Q この牛にEU使用禁止薬剤は使用したことはありますか



A 診療簿によると使用歴はないです

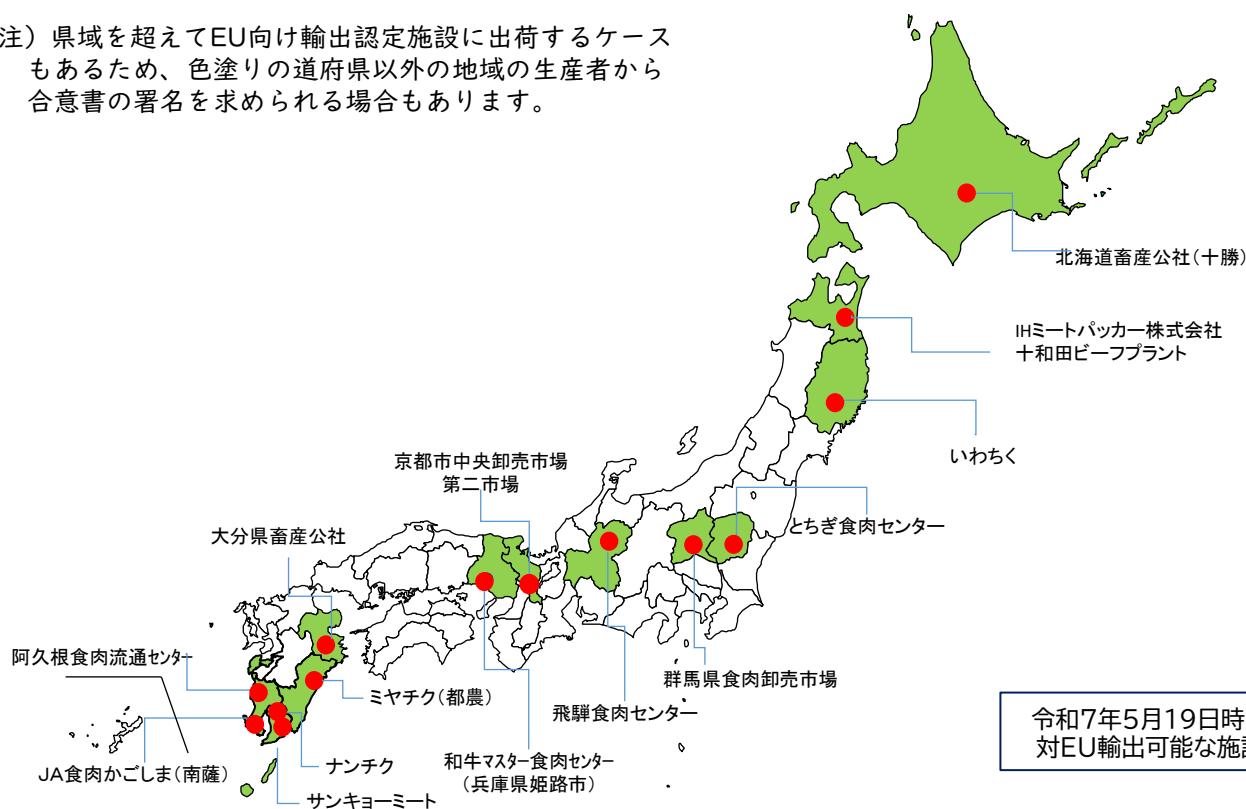
獣医師に確認した上で出荷牛におけるEU使用禁止薬剤の使用の有無を申告



(注) 肥育農家と上記1の合意書を作成していない場合は肥育農家から照会がくる可能性もあります

EU向け輸出認定施設に出荷している肥育農家から合意書の署名を求められる可能性があります

(注) 県域を超えてEU向け輸出認定施設に出荷するケースもあるため、色塗りの道府県以外の地域の生産者から合意書の署名を求められる場合もあります。



EUにおいて使用が禁止されている動物用医薬品リスト (牛用抜粋)



成分	国内の承認薬剤の有無
ホスホマイシン	あり (ホスホマイシン(注射、飼料添加))
スチルベン類	なし (使用禁止*(ジエチルスチルベストロール))
抗甲状腺薬	なし
エストラジオール 17β (類似物質含む)	あり (エストラジオール安息香酸エステル(注射、腔内留置))
アリストロキア属及びその調製物	なし
クロラムフェニコール	なし (使用禁止)
クロルプロマジン	なし (使用禁止)
コルヒチン	なし
ダブソン	なし
ジメトリダゾール	なし (使用禁止)
メトロニダゾール	なし (使用禁止)
ニトロフラン(フラゾリドンを含む)	なし (使用禁止)
ロニダゾール	なし (使用禁止)

* 日本国内においても獣医師を含め牛に対して使用禁止

(問い合わせ先)

川越家畜保健衛生所 TEL:049-225-4141

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課生産安全班 TEL:03-6744-2104